

セゾンカード通信販売加盟店規約

この規約は、株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」という。）と、セゾンカード通信販売加盟店（以下「加盟店」という。）間の契約関係を定めたものです。加盟店は、本規約が適用されることを承諾します。

第 1 条（加盟店）

1. 加盟店は、本契約に基づきカードによる販売（以下「信用販売」という。）を、通信販売（加盟店が、郵便、FAX、インターネットその他の通信方法を用いて、第 2 条第 1 項に定めるカード会員と非対面で行う取引をいう。以下、同様とする。）の方法で行う店舗・施設（販売委託先、テナント等の第三者が信用販売を行う店舗・施設も含みます。）を指定のうえ、予めセゾンに届出し、承認を得ます（以下セゾンの承認を得た店舗・施設を「カード取扱店」という。）。セゾンの承認のない店舗・施設で信用販売はできません。なおこの場合、セゾンは加盟店に対し拒絶の連絡をしますが、拒絶理由は加盟店に開示しません。
2. 前項のセゾンの承認の有無にかかわらず、加盟店が店舗で第三者に信用販売を行わせた場合には、第三者の行為は加盟店の行為とみなし、本契約を適用します。
3. 加盟店は、通信販売の取扱対象となる商品（以下「取扱商品」という。）について、あらかじめセゾンに届け出て、セゾンの承認を得るものとします。なお、セゾンの承認を得た後に、当該取扱商品を変更する場合についても、同様とします。
4. 加盟店は、カード取扱店に対して、本規約を周知徹底させ、本規約の加盟店としての義務を遵守させるものとします。
5. 加盟店は、申込みの誘引に使用する書面、ホームページ等にセゾンの指定する加盟店標識を表示するものとします。

第 2 条（取扱カード）

1. 加盟店は、通信販売で下記各号記載のカード（クレジットカード、プリペイドカード、デビットカードその他の決済手段として用いることができる証票又は番号、記号その他の符号をいう。）のうちセゾン指定のカード（以下「カード」という。）を所持又は保有するカード会員（以下「会員」という。）がカードを利用して、加盟店が行う物品、サービス等の購入（以下「商品購入」という。）を求めた場合には、本契約に従い、信用販売を行います。
 - (1) セゾンが発行するカード及びセゾンが発行代行業務を行うカード
 - (2) セゾンが加盟又は提携する組織に加盟する日本国内及び日本国外の会社（以下「加盟会社」という。）が発行するカード
2. セゾンは、加盟店に通知することにより前項のカードの種類を追加、削除、変更できるものとします。

第 3 条（通信販売に係る広告）

1. 加盟店は、加盟店の負担と責任において通信販売に関する広告（以下「本広告」という。）の企画・制作を行うものとします。
2. 甲は、本広告にあたり以下の事項を遵守します。
 - (1) 特定商取引に関する法律、割賦販売法、消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法その他関連法令の定め違反しないこと。
 - (2) 消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと。
 - (3) 公序良俗に反する表示をしないこと。
 - (4) 以下の事項について本広告時点で表示を行うこと。
 - ① 加盟店の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先
 - ② 責任者名及び責任者への連絡方法
 - ③ 商品の販売価格、送料、その他必要とされる料金
 - ④ 商品の引渡時期及び方法
 - ⑤ 代金の支払時期及び方法
 - ⑥ 商品の返品及び申込みの取消しに関する事項

- ⑦ カードが使用できる旨
 - ⑧ インターネットによる通信販売の場合は、申込情報を暗号化するが、秘密性が保持できない場合があること
 - ⑨ その他セゾンが必要と認めた事項
3. 加盟店は、インターネット上での申込に際し、消費者保護の観点から以下の対応・措置を講じるものとします。
- (1) システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に会員が不利にならないよう取り計らうものとし、加盟店が責任を取りえない範囲について会員が理解できるようあらかじめ告知すること。
 - (2) 会員に対し、商品購入の申込み等の仕組みを提示し、会員が会員と加盟店との間の商品購入の申込み成立時期を明確に認識できる措置を講じること。
 - (3) 会員と加盟店との間で二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示する等の誤操作の防止措置を講じること。

第4条（申込受付方法）

- 1. 加盟店は、会員から郵送、電話、FAX、インターネットその他の通信手段により、信用販売の申込を受付けるものとします。
- 2. 加盟店は、インターネットによる取引を行う場合には、通信販売に関するシステム及びデータを第三者に閲覧、改ざん又は破壊されないために、暗号化その他のセキュリティ措置を講ずるものとします。また、コンピュータ技術の向上等に伴い、当該措置では社会通念上不十分になった場合には、加盟店は、速やかに適切なセキュリティ措置を講じるものとします。加盟店は、適切なセキュリティ措置が講じられなかったことにより生じた損害について一切の責任を負うものとします。
- 3. 加盟店は、通信販売に係る各種様式、運用方法、セキュリティ等、セゾンが指定する事項について予めセゾンに届け出るものとし、セゾンの承認を得るものとします。
- 4. 加盟店は、第2項の措置について、予めセゾンに届け出るものとし、セゾンの承認を得るものとします。また、第2項の措置又は前項の事項についてその内容を変更する場合には、予めセゾンに届け出るものとし、セゾンの承認を得るものとします。なお、加盟店より届出られた第2項の措置又は前項の事項の内容が不適切であるとセゾンが判断した場合、加盟店に対してセキュリティ措置の変更を求めることができるものとし、加盟店は、加盟店の負担において、セゾンの指示に従い変更するものとします。

第5条（確認事項）

- 1. 加盟店は、会員から通信販売による信用販売の申込があった場合、善良なる管理者の注意をもって、加盟店の責任において以下の事項を確認します。
 - (1) カード番号（クレジットカード番号その他のカード毎に会員特定のために付与される番号）、会員の指定する支払方法、金額等を次条に定めるクレジット端末へ入力する方法、その他セゾンが認めた方法による、カードが有効及び利用可能であることの確認。
 - (2) 当該信用販売がなりすましその他のカード番号の不正利用に該当せず、申込者が当該申込で利用するカードの会員本人であること。
 - (3) 商品、カード番号、カード有効期限、氏名、住所、電話番号、支払方法。
- 2. 加盟店が行う通信販売が、会員に信用販売に利用するカード番号を事前に登録させ、以後の信用販売時には甲が付与したID及び会員が指定したパスワード等により、当該会員の本人認証を実施したうえで、登録されたカード番号を用いる方式による場合、加盟店は、クレジットカード番号を登録する時点及び、セゾンが必要と認めた都度、乙が認めた本人認証を行うものとします。
- 3. 加盟店は、信用販売を行う場合、実行計画（クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、クレジットカード情報（クレジットカード番号、会員名、セキュリティコード、有効期限その他のクレジットカードに関する情報）等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当

該実行計画に相当するものを含む。)であって、その時々における最新のものをいいます。以下、同様とします。)に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じて、第1項に規定する事項を確認するものとします。

4. セゾンは技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、第1項又は前項の確認の方法若しくは態様が実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

第6条（販売承認・無効カード等の取り扱い）

1. 加盟店は、信用販売の金額にかかわらず、都度事前にセゾンの販売承認をとります。
2. 加盟店は、CAT 端末機その他カードの有効性を確認する機器（以下「クレジット端末」という、なお、加盟店のPOSも含む。）を設置した場合、本契約のほか、クレジット端末の使用規則及びその取扱規則（以下「使用規則等」という。）に従い、クレジット端末を使用し、セゾンの承認を得ます。
3. 前条の手続きにおいて下記各号に該当した場合、加盟店は、信用販売を中止し、直ちにセゾンに連絡し、セゾンの指示に従います。セゾンより当該カードが無効である旨通知されたとき。
 - (1) 申込者が会員本人以外であると疑われるとき。
 - (2) 信用販売の申込が明らかに不審と判断できるとき。

第7条（売上票の作成等）

1. 甲は、乙所定の売上票に加盟店名、加盟店番号、売場名、取扱者名、会員の指定する支払方法、売上日付、金額、品名、数量、前条で取得した承認番号等を記入し、会員に交付するものとします。但し、前条第2項のクレジット端末が売上票の発行機能を有する場合には、売上票の発行を受け売場名、取扱者名を記入し、会員に交付するものとします。
2. 前項に基づく書面交付について、加盟店は、割賦販売法の定めに従ってかかる情報を電磁的な方法により会員に提供することにより、当該売上票に代えることができるものとします。但し、加盟店は、会員から売上票の交付の請求があった場合、遅滞なく売上票を交付するものとします。

第8条（会員の支払方法）

加盟店の取り扱う会員の支払方法は、1回払い、2回払い、リボルビング払い、分割払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いのうち、セゾンが認めたものとします。但し、カードの発行会社（以下「カード会社」という。）と当該カード会社の会員との契約に基づき、一部の支払区分の取扱いができない場合があります。また、カードが国外の会社の発行したものであるときは、1回払いに限ります。なお、ボーナス一括払い及びボーナス2回払いは、次の期間に取り扱うものとします。

- (1) 毎年3月1日から当年6月15日迄（夏期）
- (2) 毎年9月1日から当年11月15日迄（冬期）

第9条（商品の引渡し等）

1. 加盟店は、会員より通信販売の申込みを受け付けた日から原則2週間以内に、会員の指定する場所に商品等の送付、提供を行うものとします。また商品等の送付、提供の遅延が発生又は発生のおそれが生じた場合、加盟店は速やかに当該会員に発送時期又は提供時期を書面等にて通知するものとします。
2. 加盟店は、会員が商品の発送先として、郵便局内私書箱・私設私書箱、その他商品の受領確認が不明確となるおそれがある住所を指定した場合、又は会員の届出住所若しくは勤務先住所以外の住所を反復継続して指定した場合には、当該住所に商品等を発送しないものとし、会員に商品等が発送できない旨を連絡するものとします。かかる住所に加盟店が発送したことにより発生した信用販売代金及びこれにより生じた紛争については、加盟店が全責任を負うものとします。
3. 加盟店は、コンピューターソフトウェア等をインターネットを利用するダウンロードにより信用販売する場合には、セゾンが事前に承諾した加盟店所定の方法による会員の購入承諾をもって商品等の発送とみなします。なお、加盟店は、当該情報の送信方法について、あらかじめ乙の承諾した方法により提供します。

第10条（立替金の請求）

1. 加盟店は、信用販売を行った場合、信用販売を行った売上票を、信用販売を行った日から原則 1 週間（以下「締切日」という。）以内に取まとめ、セゾン所定の売上集計票（兼請求書）を添付のうえセゾン宛送付して立替金を請求します。なお、セゾンの承認を得て売上票をセゾン所定の電磁的記録媒体（以下売上票と総称して「売上票等」という。）に代えることができます。また、加盟店はセゾンの事前の同意を得た場合を除き、商品等の送付又は提供前にセゾンに対し立替金の請求はできません。
2. 前項の規定に関わらず、加盟店は、クレジット端末が件数、金額等の信用販売情報（以下「データ」という。）を伝送する機能を有する場合には、データの伝送により立替金請求を行うことができます。
3. 加盟店又は加盟店による信用販売が下記各号のいずれかに該当したときは、セゾンは、当該加盟店に対する立替金の支払を留保又は拒絶することができるものとします。加盟店は、セゾンより留保又は拒絶されても異議ないものとします。
 - (1) 本契約所定の手続若しくは規定に違反したとき又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 信用販売が取消し若しくは解除されたものであるとき又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 加盟店と会員との間で信用販売に関し紛議があるとき若しくは会員が加盟店に対して生じた事由があることを理由としてセゾンに対して信用販売分のカード利用代金の支払を拒絶しているとき又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 苦情の発生状況若しくは内容又は紛議の発生状況若しくは内容に照らして、会員の利益の保護に欠けるおそれがあるとき。
 - (5) 法令に違反したとき又はそのおそれがあるとき。
 - (6) 加盟店が所管する行政庁により法令に基づく指示、業務改善命令、業務停止その他の処分を受けたとき又はそのおそれがあるとき。
 - (7) セゾンが加盟又は提携する組織、若しくは加盟会社が正当な理由により当該売上に異議を唱えたとき。
 - (8) 第 30 条第 1 項 (11) から (14) のいずれかに該当したとき又はそのおそれがあるとき。
 - (9) 信用販売を行った日から 60 日を経過した立替金の請求であるとき。
 - (10) 名義貸し、名義冒用等、不正なカードの利用であったとき又はそのおそれがあるとき。
 - (11) 会員と通謀し信用販売を偽装、その他立替金の請求に疑義があるとき。
 - (12) その他立替金の請求の正当性に疑義があるとき。

第 11 条（立替金の支払い）

セゾンは、加盟店からの請求を下記の締切日に集計し、算出した信用販売代金合計額から、所定の手数料を差し引いた金額を下記の支払日（但し、金融機関の休業日の場合は、翌営業日）に別途加盟店の指定する金融機関口座に振込む方法により支払います。但し、ボーナス 2 回払いは、所定手数料のほか、ボーナス 2 回払いの信用販売代金額の半額に 4.2% を乗じた金額を別途差し引きます。なお、手数料の算出上円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てます。

- (1) ボーナスイ括払い及びボーナス 2 回払い

3 月 1 日から 6 月 15 日迄の信用販売分を 7 月末日に、9 月 1 日から 11 月 15 日迄の信用販売分を 12 月末日にそれぞれ支払う。

- (2) 前号以外の支払方法

月 1 回の精算の場合は、毎月末日に締切り翌月末日、月 2 回の精算の場合は、毎月 15 日及び末日に締切り、15 日締切分は同月末日に、末日締切り分は翌月 15 日にそれぞれ支払う。

第 12 条（商品の所有権）

1. 加盟店が、会員に信用販売を行った商品の所有権は、セゾンが当該商品の立替金を支払ったときに、加盟店からセゾンに移転します。
2. 前項にかかわらず、第 17 条に基づき立替金の返戻又は、次回以降の立替金からの差し引かれた場合には、当該商品の所有権はそのときにセゾンから加盟店に復帰します。

第 13 条（信用販売の取消又は解除）

加盟店が信用販売の取消又は解除を行う場合には、予めセゾンの承認を得たうえでセゾン所定の方法によるものとし、加盟店は、会員に対し直接当該信用販売代金相当額の金銭の支払いは行わないもの

4. 加盟店の責めに帰すべき事由に起因して、セゾンが加盟又は提携する組織が、セゾンに違約金、反則金等を課すことを決定した場合、加盟店はセゾンの請求に応じて違約金、反則金等の額と同額をセゾンに支払うものとします。

第 17 条（立替金の返戻）

加盟店又は加盟店による信用販売が第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当した場合、セゾンから加盟店に支払われた立替金について当該立替金相当額及びセゾンが当該会員から得られた手数料等相当額を、加盟店に対して請求すること、又は次回以降にセゾンが加盟店に支払うべき立替金から差し引くことができるものとします。この場合、加盟店は、セゾンの請求に基づき直ちに当該立替金相当額及び当該手数料等相当額を支払い、又はセゾンが加盟店に支払うべき立替金からかかる金額を差し引くことにより立替金を返還するものとします。

第 18 条（カード情報の適切な管理）

1. 加盟店は、信用販売の実施以外の目的で会員のカード番号、氏名、有効期限その他一切のカードに関する情報（以下「カード情報」という。）を保有、利用してはならず、クレジット端末、ネットワークにおいては、カード情報を電磁的に保存、処理、通過させないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、加盟店がカード情報を電磁的に保存、処理、通過させる場合は、加盟店は、カード情報の滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）を防止するため善良なる管理者の注意をもって、次項の定めに従って取り扱うものとします。なお、加盟店はいかなる場合においてもカードに係る機密認証データ（全トラックデータ（磁気ストライプの全てのトラックのデータ又はチップ上の同等のデータ等）、カードの暗証番号及びセキュリティコード）を保有してはならないものとします。
3. 加盟店は、カード情報の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じるものとします。
4. 加盟店が前項の規定に基づき講じる措置の具体的対応及び態様（加盟店が第三者にカード情報の取扱いを委託した場合には、当該第三者がカード情報の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置又はこれらと同等の措置の具体的方法及び態様を含む。）について、予めセゾンに対して届け出るものとし、セゾンの承認を得るものとします。
5. 前項の規定に関わらず、セゾンは、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法又は態様による措置が実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
6. 加盟店は、第 4 項の具体的方法又は態様を変更しようとする場合には、予めセゾンに届け出るものとし、セゾンの承認を得るものとします。

第 19 条（委託）

加盟店は、カード情報の取扱いを第三者に委託する場合、以下の条件を全て満たした場合に限り、当該第三者に委託することができるものとします。

- (1) カード情報の取扱いを受託する第三者（以下「委託先」といいます。）が次号に定める義務に従いカード情報を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること。
- (2) 委託先に対して、第 18 条第 2 項及び第 3 項で定める義務と同等の義務を負担させること。
- (3) 委託先が、第 18 条第 4 項で定めた具体的方法及び態様によるカード情報の適切な管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、第 18 条第 5 項に準じて加盟店から委託先に対して変更を求めることができ、委託先はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること。
- (4) 委託先におけるカード情報の取扱い状況について定期的に又は必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、委託先に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
- (5) 委託先があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること。
- (6) 委託先において、カード情報の漏えい等の事故が発生又は発生のおそれがある場合は、直ちに、第 20 条各項に準じて、委託者は直ちに加盟店に対してその旨を報告するとともに、事実関係や

発生原因等に関する調査並びに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること。

- (7) 加盟店が委託先に対し、カード情報の取扱いに関し第 22 条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること。
- (8) 委託先がカード情報の取扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること。

第 20 条（事故時の対応）

1. 加盟店又は委託先の保有するカード情報の漏えい等の事故が発生又は発生のおそれがある場合は、加盟店は、遅滞なく以下の措置を講じなければならないものとします。ただし、セゾンが別途指示を行った場合には当該指示に従うものとします。
 - (1) 漏えい等の有無を調査すること。
 - (2) 前号の調査の結果、漏えい等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏えい、滅失又は毀損の対象となったカード情報の特定を含みます。）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、実行すること。
 - (4) 漏えい等の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏えい等の事故の対象となるカード情報の範囲が拡大するおそれがあるときは、加盟店は、直ちにカード情報その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
3. 加盟店は、第 1 項柱書の場合には、直ちにその旨をセゾンに対して報告すると共に、遅滞なく、第 1 項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。
 - (1) 第 1 項 (1) 及び (2) の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
 - (2) 第 1 項 (1) 及び (2) の調査につき、その途中経過及び結果
 - (3) 第 1 項 (3) に関し、計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール
 - (4) 第 1 項 (4) に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
 - (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であってセゾンが求める事項
4. セゾンは、加盟店にカード情報について漏えい等の事故が発生又は発生のおそれがあると合理的な理由に基づき判断した場合、加盟店に通知するものとし、かかる通知があった場合、加盟店は、前三項の規定に従い、適切な措置を講じるものとします。
5. 加盟店又は委託先の保有するカード情報が漏えい等した場合であって、加盟店が遅滞なく第 1 項 (4) の措置をとらない場合又はとることができない場合には、セゾンは、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し又は漏えい等の事故の対象会員に対して通知することができるものとします。
6. 加盟店又は加盟店の委託先に起因する漏えい等の事故によりセゾンに生じた損害（当該漏えい等の事故に起因した第三者からの請求、セゾンの会員への通知、カードの再発行等に要した費用、その他セゾンが行う合理的な手続きに要した費用を含む。）及び、第 1 項 (3) に規定する再発防止策の策定及び実行するにあたり発生する費用（調査会社に支払う費用を含みます。）は、加盟店の負担とします。

第 21 条（報告等）

1. 加盟店は、本契約締結後、以下の各号の事項につき変更が生じたとき（(2)に定める法人番号については、本契約締結後に新たに指定を受けた場合も含みます）には、その旨及び変更後の当該各号に掲げる事項をセゾン所定の方法により遅滞なくセゾンに届け出なければならないものとします。
 - (1) 加盟店の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - (2) 加盟店が法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます）である場合には、法人番号、当該法人の代表者又はこれに準ずる者の氏名及び生年月日
 - (3) 加盟店の取扱商材及び販売方法又は役務の種類及び提供方法
 - (4) 前各号に掲げるもののほかセゾンが加盟店に対しあらかじめ通知する事項

2. セゾンは、加盟店に対し、別途指定する事項につき、報告を求めることができますものとします。

第 22 条（調査）

1. 以下の各号のいずれかの事由があるときには、セゾンは、自ら又はセゾンが適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応ずるものとします。なお、カード取扱店に対して調査を行う場合には、加盟店は当該調査に関して必要な協力を行うものとします。
 - (1) 加盟店又は委託先においてカード情報が漏えい等の事故が発生又は発生のおそれが生じたとき
 - (2) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われ又はそのおそれがあるとき
 - (3) 加盟店が本契約第 5 条、第 15 条、第 18 条から第 21 条又は第 23 条のいずれかに違反しているおそれがあるとき
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、セゾンが割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができますものとします。
 - (1) 必要な事項の書面又は口頭による報告を受ける方法
 - (2) カード情報の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
 - (3) 加盟店若しくは委託先又はその役員若しくは従業員に対して質問し説明を受ける方法
 - (4) 加盟店又は委託先においてカード情報の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カード情報の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項 (4) の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード情報をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。
4. セゾンは、第 1 項 (1) 又は (2) の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができます。ただし、第 1 項 (1) に基づく調査については、加盟店が第 20 条第 1 項 (1) 及び同項 (2) に定める調査並びに同条第 3 項 (1) 及び同項 (2) に定める報告に係る義務を遵守している場合、第 1 項 (2) に基づく調査については、加盟店が第 15 条第 1 項に定める調査及び第 2 項に定める報告に係る義務を遵守している場合にはこの限りではありません。

第 23 条（是正改善計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、セゾンは、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。
 - (1) 加盟店が第 18 条第 3 項、第 5 項若しくは第 19 条の義務を履行せず、又は委託者が第 19 条 (2) 若しくは同条 (3) により課せられた義務に違反し、又はそれらのおそれがあるとき
 - (2) 加盟店又は委託先の保有するカード情報が、漏えい等の事故が発生又は発生のおそれがある場合であって、第 20 条第 1 項 (3) の義務を相当期間内に履行しないとき
 - (3) 加盟店が第 5 条に違反し又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第 15 条の義務を相当期間内に履行しないとき
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、セゾンに対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき
2. セゾンは、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正及び改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含みます。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。

第 24 条（機密保持）

1. 加盟店は、本契約の締結及び本契約に定められた業務の履行により知り得たセゾンに関する業務上、技術上又は財務上その他一切の情報（但し、公知の情報を除きます。以下「秘密情報」といいます。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、本契約に定める事項の業務を遂行する目的の範囲内に限り使用するものとし、セゾンの事前の書面による同意なく第三者に開示又は漏洩しません。
2. 前項にかかわらず、加盟店が本契約に定められた自己の業務を第三者に委託する場合であって、当該第三者に対して秘密情報の開示が必要となる場合、本契約に定める義務と同等の秘密情報の目的外使用禁止義務及び守秘義務を当該委託先に課したうえで、当該委託業務に必要な範囲に限る開示することができます
3. 委託先が前項のいずれかの義務に反し、セゾンに損害を生じさせた場合には、加盟店の義務違反とし、これを賠償します。
4. 本契約が終了した場合又はセゾンの要求があった場合、加盟店は秘密情報を廃棄又はセゾンに返却するものとします。
5. 本条の規定は、本契約終了後も、引き続きその効力を有します。

第 25 条（表明・保証）

1. 加盟店は、現在、加盟店、加盟店の親会社・子会社等の関連会社、並びにそれらの役員、実質的に経営を支配若しくは関与している者、従業員等の関係者（本条では総称して「加盟店」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府もしくは国際的機関が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準ずるか、密接な関係を有する者（以下、これらを総称して「反社会的勢力等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。
 - (1) 反社会的勢力等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 反社会的勢力等が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明・確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 加盟店は、次の各号のいずれの事実も真実であることを表明し、保証するものとします。
 - (1) 特定商取引法に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、及び直近 5 年間に同法による処分を受けたことがないこと。
 - (2) 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、及び直近 5 年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けたことがないこと。
 - (3) その他セゾンに届出た事項
4. 加盟店は、第 1 項、第 2 項若しくは前項により表明保証した内容が真実に反した場合、若しくは反するおそれがあることが判明した場合、又はこれらに該当する事由が新たに生じた場合、若しくは生じるおそれがある場合、セゾンに対して、直ちにその旨を申告するものとします。
5. 加盟店が、第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の定め違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあるとセゾンが判断した場合、セゾンはただちに本契約を解除することができるものとし、これによりセゾン又は加盟会社に損害が生じた場合は、加盟店は当該損害を賠償するものとします。
6. 加盟店が、第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の定め違反していることが判明した場合、又は違反し

ている疑いがあるとセゾンが判断した場合、セゾンは前項に基づく契約解除の有無に関わらず、加盟店に対する立替金の支払の全部又は一部を保留又は拒絶することができるものとします。セゾンから立替金が既に支払われている場合は、加盟店は、第 17 条に従いセゾンに対して返還するものとします。

第 26 条（届出事項の変更）

1. 加盟店はセゾンに対して届出ている商号、屋号、加盟店の代表者名、所在地、カード取扱店、業種、連絡先、指定金融機関口座等加盟店申込書記載事項に変更が生じた場合又は、加盟店又はカード取扱店の営業が、許可、登録、届出等を要する場合で、これらに異動が生じたときは、直ちにセゾン所定の方法で届出ます。
2. 前項の届出がないために、セゾンからの通知又はその他添付書類、加盟店立替金が延着し、又は到着しなかった場合にも、通常加盟店に到着すべき時に到着したものとみなします。

第 27 条（本契約の変更等）

セゾンは本契約の一部又は全部を変更することがあります。その場合は、セゾンのホームページ（<http://www.saisoncard.co.jp>）での告知その他セゾン所定の方法により加盟店にその内容を通知します。なおセゾンが加盟店に変更事項を通知し、加盟店がその後会員に信用販売を行ったときに、加盟店は変更を承認したものとします。

第 28 条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結の日から 1 年間とします。但し、有効期間満了 3 ヶ月前までに加盟店又はセゾンから何ら書面による意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新するものとし、以後も同様とします。

第 29 条（解約）

前条にかかわらず、加盟店又はセゾンは、書面で 3 ヶ月前迄に相手方に対し予告することで本契約を解約できます。

第 30 条（解除）

1. 加盟店が下記各号の一つにでも該当した場合、セゾンは本契約を直ちに解除できます。なお、これによりセゾンに損害が生じたときには、本条による解除後といえども加盟店は賠償の責めを負います。
 - (1) 加盟店申込書に虚偽の記入があったことが判明したとき。
 - (2) 本契約上の地位又は本契約に基づく債権を第三者に譲渡若しくは担保に供したとき。
 - (3) 第 16 条第 1 項又は第 2 項に違反したとき。
 - (4) 第 17 条に反して立替金の返戻に応じなかったとき。
 - (5) セゾン以外のカード会社との取引を含め信用販売制度の悪用が判明したとき。
 - (6) 第 18 条各項に違反した場合、又は第 18 条に定める措置を怠ったことによりカード情報に係る事故が発生したとき。
 - (7) 第 21 条、第 22 条、又は第 23 条のいずれかの規定に違反し、相当期間を定めた催告によってもなおその義務を履行しないとき。
 - (8) 営業に免許、登録を要する場合で、これらの取消処分、その他の行政処分を受けたとき。
 - (9) 取扱商品、サービス又は、販売方法等について行政処分、行政指導を受けたとき。
 - (10) 取扱商品、サービス又は、販売方法等その他についてセゾンの加盟店として不適当とセゾンが判断したとき。
 - (11) 自ら振出又は裏書した手形・小切手が不渡りとなったとき。
 - (12) 差押、仮差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (13) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立てを受けたとき、これら又は特定調停の申立てを自らしたとき。
 - (14) 前三号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたときとセゾンが判断したとき。
 - (15) 会員からの苦情等により、加盟店が加盟店として不適当とセゾンが判断したとき。
 - (16) その他本契約の違反等により、加盟店が加盟店として不適当とセゾンが判断したとき。

- (17) カードによる信用販売が1年以上ないとき。
2. セゾンが、カード取扱店が前項各号の一つにでも該当した場合、加盟店に通知することにより、当該カード取扱店での信用販売の取扱いを中止することができるものとします。

第 31 条（契約終了後の措置）

理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、下記各号の通り扱います。

- (1) 契約終了日までに行われた信用販売は本契約に従い取り扱う。
- (2) 加盟店は直ちにセゾンの加盟店標識をとりはずすとともに、セゾンから本契約に基づく信用販売のために交付された売上票等、売上集計票等をセゾンに返還する。なお、この際に生じる費用は全て加盟店が負担する。
- (3) クレジット端末が設置されているときには、使用規則等に定めるところに従う。

第 32 条（規定外事項）

本契約に定めのない事務処理上の事項については、セゾンが別に定める取扱要領等によります。

第 33 条（準拠法）

本契約に関する準拠法はすべて日本国法を適用します。

第 34 条（合意管轄裁判所）

加盟店とセゾンとの間に訴訟の必要が生じた場合は、セゾンの本社を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【2018年6月1日制定】